



推進機構ニュース

2006年11月
創刊号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
Tel. 028-622-7555 ホームページ <http://www.tfhs.jp>

創刊にあたって

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
委員長 鈴木 勇二

平成17年4月、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が栃木県社会福祉協議会内に発足し、本県においても福祉サービス第三者評価事業が本格的にスタートしました。

本事業の目的は、福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上です。そのために、推進機構では、栃木県における評価調査者の養成、評価機関の認証、評価基準の策定などを行い、現在、12の評価機関の認証、58名の評価調査者の養成がなされたところです。

また、現段階で、4ヶ所のサービス事業所が第三者評価を実施し、その評価結果を推進機構のホームページで公表しているところです。

以上のように、本県における第三者評価事業の基盤は整いつつありますが、本事業はまだスタートしたばかりです。そこで、第三者評価事業のより一層の普及促進に向け、このたび、推進機構ニュースを発行することといたしました。

本ニュースが、サービス事業所、サービス利用者の皆様はもとより、関係する多くの方々の第三者評価事業へのご理解をいただくための一助となれば幸いです。



連載

第三者評価を知ろう!

Vol.1 福祉サービス第三者評価の目的

「第三者評価」って言葉は聞くけれどよく分からない...という方に向けて、第三者評価についてお知らせしていきます。第1回目は「福祉サービス第三者評価の目的」です。

「福祉サービス第三者評価事業」とは、事業所の提供するサービスの質を当事者(事業所及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいいます。

第三者評価というと、事業所の優劣をつけるもの、または、A・B・Cランクなどのような格付けを行うもの、などのイメージを持たれる方も多いようですが、本来、福祉サービスの第三者評価事業はそのようなことを目的とはしていません。

主な目的は2つ

1. 第三者評価を実施することで、事業所自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向け取り組むための支援となること。
2. 評価結果を公表することで、利用者が自分のニーズに適した事業所を選択するために有効な情報となること。

第三者評価に取り組むことによって

事業所は、サービスの質の向上を図る機会となり、利用者にとっては、自分に合った適切なサービスを選択する機会となるのです。



平成18年度評価調査者養成研修、継続研修を開催しました。

～平成18年度評価調査者養成研修の開催～

平成18年度評価調査者養成研修は、9月11日から25日までの5日間で実施し、20名の方が受講しました。評価調査者とは、実際に事業所を訪問して、評価基準に基づいて調査を行う者で、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が実施する養成研修を経て、評価調査者としての資格が得られます。

養成研修では、第三者評価の目的や理念、第三者評価の全体像を学んだあと、評価調査者の守るべき倫理や訪問調査時の留意点、利用者調査の位置付けや方法などの講義を行いました。評価基準についても、共通項目とサービス種別ごとの項目について、それぞれの評価項目、細目を着眼点とともに理解しました。

養成研修4日目の施設実習では、県内5ヶ所の事業所のご協力のもと、養成研修受講者がそれぞれの施設に伺い、最終日（9月25日）には、最後のまとめとしてグループワークを行いました。

養成研修を修了した受講生からは、研修で学んだ内容だけにとどまらず、関係法令やマネジメントなどについてさらに広く学んでいく必要があるという意見や感想が寄せられました。

～評価調査者継続研修の開催～

継続研修は、評価調査者の質の確保と向上を図ることを目的として行う研修で栃木県においては、評価調査者全員が受講しなければならないとしています。

今回の研修では、養成研修のカリキュラムの一部と兼ねて、9月15日に障害者自立支援法について講義を行いました。



ポイント

評価調査者養成研修の受講要件とは？

評価調査者は、推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了した者でなければなりません。誰もが受講できるわけではなく、研修を受講するための要件を満たした者のみ受講できます。

【受講要件】

次のa又はbを満たしているもの

- a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同様の能力を有していると認められる者

今年度の取り組みと予定



- ・ 7月 4日（火） 第1回基準等部会の開催
- ・ 7月13日（木） 評価機関打ち合わせ会議
- ・ 8月22日（火） 福祉サービス事業所のための評価機関合同相談会の開催
- ・ 9月11日（月）～25日（月）の5日間 平成18年度評価調査者養成研修の開催
- ・ 9月15日（金） 評価調査者継続研修（第1回）の開催
- ・ 10月12日（木） 第2回基準等部会の開催
- ・ 10月16日（月） 第1回認証部会の開催
- ・ 平成19年2月 評価調査者継続研修（第2回）の開催予定
- ・ 平成19年3月 運営委員会の開催予定



お知らせ

栃木県における第三者評価機関について

第三者評価機関とは、推進機構から認証を受け、実際に評価を行う機関です。評価機関として認証されるためには、「法人格を有している」、「推進機構が定める要件を満たす評価調査者を配置している」など、一定の要

件が必要です。

去る10月16日に開催した第1回認証部会にて、新たに2つの法人が評価機関として認証されました。栃木県において認証された評価機関はあわせて以下12機関となりました。

栃木県における評価機関一覧

(平成18年10月現在)

認証番号	評価機関名 所在地・電話番号	評価対象サービス											
		特別養護老人H	養護老人H	軽費老人H	身体療護	身体授産(入所)	身体授産(通所)	知的更生	知的授産(入所)	知的授産(通所)	保育所	児童養護施設	
と評機 05-01	特定非営利活動法人International Social Service Culture Center 塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1099-1 Tel 0287-45-0068	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-02	株式会社アールピーアイ栃木 宇都宮市中央2丁目3番6号 Tel 028-633-4077	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-03	特定非営利活動法人アスク 那須塩原市松浦町118-189 Tel 0287-62-4310	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-04	株式会社川原経営総合センター 東京都中央区銀座8-11-11 Tel 03-3289-0864	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-05	株式会社小林総合研究所 宇都宮市中今泉4丁目30番8号 Tel 028-660-1181	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
と評機 05-06	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 宇都宮市若草1-10-6 Tel 028-622-7566	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-07	特定非営利活動法人プラネット 下野市川中子3328-4 Tel 0285-44-4508	○	○	○	○			○	○	○			
と評機 05-08	株式会社福祉規格総合研究所 東京都千代田区神田須田町1-12-3 Tel 03-3258-0348	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 05-09	社会福祉法人むつみ福祉会 宇都宮市下平出町911番地1 Tel 028-663-8910				○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 06-01	社団法人日本社会福祉士会 東京都千代田区麹町4-5 Tel 03-5275-3580	○			○			○				○	
と評機 06-02	さくら・ソーシャルサービス株式会社 群馬県太田市内ヶ島376-1 Tel 0276-60-2947	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
と評機 06-03	株式会社大高商事 宇都宮市宝木本町1474-5 Tel 028-665-1911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価の手法、料金は評価機関によって異なりますので、お問い合わせください。



とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページを
ぜひ、ご活用ください！！

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページでは、県内の評価結果や評価機関の情報など、栃木県における福祉サービス第三者評価に関するさまざまな情報を提供しています。ぜひ、ご活用ください。

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ
<http://www.tfhs.jp>

●新着情報

新しく掲載した情報や推進機構が実施するイベントなどをこちらへ掲載します。

●第三者評価とは

福祉サービス第三者評価の概要について掲載しています。

●第三者評価機関とは

実際に評価を行う評価機関・評価調査者についての情報を掲載しています。

●とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構とは
栃木県内の第三者評価事業の推進を担う、推進機構について掲載しています。

●第三者評価データファイル

推進機構がこれまでに策定した要綱や要領、評価の手法、対象サービスの評価基準・アンケートなどの資料を掲載しており、PDFやワードでダウンロードできます。

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

新着情報

- 2006年11月02日 [評価結果を掲載しました](#)
清原保育園の評価結果です。
- 2006年11月01日 [第三者評価事業に関するQ&Aの項目が追加されました](#)
栃木県における「平成18年度社会福祉業務一般指導監査資料(調査)」の確認事項について、一年以内に第三者評価を実施した事業所は記入が一部不要になっています。
- 2006年10月19日 [評価機関が新たに認証されました](#)
2機関が認証され、栃木県における評価機関は全部で12機関となりました。
- 2006年10月13日 [第三者評価の手法の一部改正について\(平成18年10月12日改正\)](#)

過去の最新情報を見る

第三者評価とは

- 第三者評価とは
- 第三者評価事業に関するQ&A

第三者評価機関とは

- 第三者評価機関とは
- 評価機関一覧
- 評価調査者とは
- 評価調査者一覧
- 評価どように行うのか

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構とは

- とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構とは

第三者評価データファイル

- 要綱・認証基準等
- 対象サービスの評価基準・アンケート
- 認証にあたってのQ&A

評価結果情報

- 評価結果の見方
- 評価結果を探す

お知らせ

評価機関専用ページ

リンク

お問い合わせ

●評価結果情報

評価機関から報告された評価結果は、事業所の同意を得て、ホームページ等で公表されます。評価結果の検索もできます。

【評価結果における公表内容】

- ・第三者評価機関名
- ・事業所情報
- ・実地調査日
- ・総評
- ・第三者評価結果に対する事業者のコメント
- ・各評価項目にかかる第三者評価結果

上記のほか、「評価調査者情報」では、評価機関に所属する評価調査者の資格や経歴などを掲載し、「評価機関情報」では、評価対象サービスや所属評価調査者、評価の手法、料金表、評価機関のPRなどを掲載しています。これらの情報で評価機関の特色を確認し、第三者評価を受ける際の参考にしてください。

推進機構ニュース 平成18年11月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
〒320-8508栃木県宇都宮市若草1-10-6（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内）
TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316
E-mail info@tfhs.jp ホームページ <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せください ■